

介護保険つうしん

第26号



中央区

令和6年6月発行
福祉保健部
介護保険課

晴海おとしより相談センター 4月15日開設しました



中央区晴海4-8-1
晴海区民センター1階
TEL: 03-5547-4871
FAX: 03-5547-4887

【交通機関】

都営地下鉄大江戸線「勝どき駅」
A5出口 徒歩12分
都営バス
「ホテルマリナーズコート東京前」
徒歩5分
江戸バス南循環
⑱「晴海区民センター」
徒歩1分
東京BRT「晴海中央」
徒歩5分



お住まいの地域のおとしより相談センターへお問い合わせください

おとしより 相談センター

すべての高齢者の方々が、住み
なれた地域で安心して生活してい
ただくための総合的な相談・支援
をおこなうセンターです

●相談日および相談時間

毎週月曜日から土曜日

9時から18時まで

※祝日・休日および年末年始はお休みです。
ただし、緊急の場合は、上記以外の時
間帯においてもご連絡いただけます。

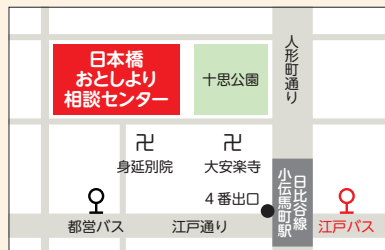
京橋おとしより相談センター

中央区明石町1-6
リハポート明石等複合施設1階
TEL: 03-3545-1107
FAX: 03-3545-1108



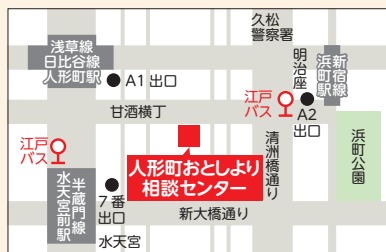
日本橋おとしより相談センター

中央区日本橋小伝馬町5-1
十思スクエア1階
TEL: 03-3665-3547
FAX: 03-3665-3548



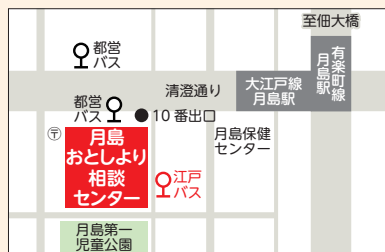
人形町おとしより相談センター

中央区日本橋人形町2-32-4
日本橋医師会人形町ビル1階
TEL: 03-5847-5580
FAX: 03-3665-6666



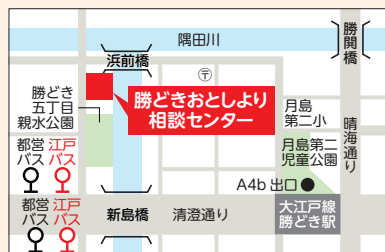
月島おとしより相談センター

中央区月島4-1-1
月島区民センター1階
TEL: 03-3531-1005
FAX: 03-3531-9198



勝どきおとしより相談センター

中央区勝どき5-1-17
勝どき ザ・リバーフロント1階
TEL: 03-6228-2205
FAX: 03-5548-1771



65歳以上の方の介護保険料を改定しました

令和6年
4月から

- ・介護保険料は介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直されます。
- ・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の介護保険料基準額を5,920円から6,300円に改定しました。
- ・第9期計画では、要介護認定者の増加などに伴い介護サービス費用の増加が見込まれますが、介護保険給付準備基金の一部を取り崩すことにより、保険料基準額の上昇を緩和しています。

また、所得の低い方の負担軽減を図るため、第9段階以降の保険料率を引き上げ、保険料段階数を17段階に増やしました。

第9期（令和6～8年度）					第8期（令和3～5年度）		
保険料段階	対象者		保険料率	年間保険料 （月額）	保険料段階	保険料率	年間保険料 （月額）
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給していて世帯全員が区民税非課税の方 ・世帯全員が区民税非課税かつ本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方		0.25	18,840円 (1,570円)	第1段階	0.25	17,760円 (1,480円)
第2段階	世帯全員が区民税非課税	本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円以下の方	0.45	33,960円 (2,830円)	第2段階	0.45	31,920円 (2,660円)
第3段階		本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円を超える方	0.65	49,080円 (4,090円)	第3段階	0.70	49,800円 (4,150円)
第4段階	本人が区民税非課税で世帯員（※）に区民税課税の方がいる場合	本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	0.90	68,040円 (5,670円)	第4段階	0.90	63,960円 (5,330円)
第5段階 （基準額）		本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円を超える方	1.00	75,600円 (6,300円)	第5段階 （基準額）	1.00	71,040円 (5,920円)
第6段階	本人が区民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.15	87,000円 (7,250円)	第6段階	1.15	81,720円 (6,810円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.22	92,280円 (7,690円)	第7段階	1.22	86,640円 (7,220円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.45	109,680円 (9,140円)	第8段階	1.45	102,960円 (8,580円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.60	120,960円 (10,080円)	第9段階	1.50	106,560円 (8,880円)
第10段階		合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	1.80	136,080円 (11,340円)	第10段階	1.70	120,720円 (10,060円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	2.10	158,760円 (13,230円)	第11段階	2.00	142,080円 (11,840円)
第12段階		合計所得金額が620万円以上750万円未満の方	2.30	173,880円 (14,490円)			
第13段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.60	196,560円 (16,380円)	第12段階	2.30	163,440円 (13,620円)
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.90	219,240円 (18,270円)	第13段階	2.60	184,680円 (15,390円)
第15段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.20	241,920円 (20,160円)	第14段階	2.90	206,040円 (17,170円)
第16段階		合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	3.60	272,160円 (22,680円)	第15段階	3.30	234,480円 (19,540円)
第17段階		合計所得金額が2,500万円以上の方	4.00	302,400円 (25,200円)	第16段階	3.70	262,800円 (21,900円)

（※）世帯員とは、当該年度の4月1日または資格取得日時時点の住民票の同一世帯員です。

【お問合せ先】 介護保険課介護認定係 TEL3546-5641

施設サービスを利用したときにかかる「居住費」の基準費用額の変更。

令和6年
8月から

施設サービスを利用したときの居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

変更ポイント

施設サービスを利用したときの「居住費」の基準費用額の変更。

令和6年
7月まで

令和6年
8月から

●居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	居住費（滞在費）		食費
		従来型 個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

特定入所者介護サービス費の自己負担限度額の変更。

令和6年
8月から

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

変更ポイント

居住費の限度額
を変更。

●居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者 負担 段階	所得の状況※	居住費（滞在費）				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 【1,300円】

令和6年
7月まで

1	生活保護受給者の方等	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

令和6年
8月から

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※世帯分離をしていても、配偶者が区民税課税の場合は対象外となります。

上記に該当する場合でも一定以上の資産がある場合は対象外となります。詳しくは区までお問い合わせください。

【お問合せ先】 介護保険課事業者支援給付係 TEL3546-5377

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう

認知症とは

様々な原因で脳の細胞が損傷を受け、働きが悪くなったために障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を指します。

「認知症の記憶障害」と「加齢によるもの忘れ」は違います

	記憶障害	実行機能障害	判断力	見当識障害
認知症	ご飯を食べたのに「ご飯を食べていない」という 	使い慣れた家電の操作ができない 	支払いの時に計算ができず、小銭があるのにお札で支払いをする 	日付や曜日、場所などがわからなくなる 
加齢のもの忘れ	何を食べたのかを忘れる 	使い慣れた家電であれば操作をすることができる 	ゆっくりであれば小銭でも支払いができる 	日付や曜日、場所などを間違えることがある 

自分でできる認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに、○をつけてください

	チェック項目	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
①	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
②	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1点	2点	3点	4点
③	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などもの忘れがあるとされますか	1点	2点	3点	4点
④	今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	2点	3点	4点
⑤	言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点
	チェック項目	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
⑥	貯金のお出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	1点	2点	3点	4点
⑦	一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
⑧	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1点	2点	3点	4点
⑨	自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	1点	2点	3点	4点
⑩	電話番号を調べて、電話をかけることができますか	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、
①から⑩までの合計を計算

合計点

点

20点以上の場合、**認知機能や社会生活に支障が出ている可能性**があります。

おとしより相談センターやお近くの医療機関に相談してみましょう。

※このチェックリストはおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援担当「知って安心 認知症」（令和3年11月発行）

【お問合せ先】介護保険課地域支援係 Tel.3546-5379